

公 示 公 告

平成 2 8 年 1 月 2 1 日

次のとおり見積り合せを実施します。

最高裁判所

支出負担行為担当官

最高裁判所事務総局経理局長 笠 井 之 彦

- 1 件名
裁判員制度シンボルマークの商標権存続期間更新登録申請手続業務
- 2 調達内容，納入期限及び納入場所
別添「仕様書」のとおり
- 3 見積書提出期限及び見積書提出場所
別添「見積り合せ要領」のとおり

見積り合せ要領

件 名：裁判員制度シンボルマークの商標権存続期間更新登録申請手続業務

最高裁判所

支出負担行為担当官

最高裁判所事務総局経理局長 笠 井 之 彦

1 一般事項

本見積り合せ要領（添付資料及び別紙を含む。以下「本要領」という。）は、最高裁判所（以下「裁判所」という。）が平成28年1月21日に公示公告した裁判員制度シンボルマークの商標権存続期間更新登録申請手続業務（以下「本件業務」という。）の調達に係る見積り合せに際して見積書提出者が了知し、遵守すべき事項等を規定したものです。

本要領の交付を受けた者は、裁判所から提供を受けた文書、データ等すべて（本要領のほか、追加資料を含む。以下、総じて「裁判所提示文書」という。）について、第三者（他の提出者を含む。）に漏らしてはならず、裁判所提示文書を本調達手続以外の目的（広告、宣伝、販売促進、広報を含む。）に使用してはなりません。

見積り合せに参加しようとする者は、本要領の内容を十分に了知の上、裁判所の調達条件のすべてを承諾して見積書を提出しなければなりません。

2 見積り合せに付する事項

(1) 件 名 裁判員制度シンボルマークの商標権存続期間更新登録申請手続業務

(2) 内容、納入期限及び納入場所

別添「仕様書」のとおり

(3) 見積書提出期限及び場所

ア 見積書提出期限

平成28年1月28日（木）（郵送又はファクシミリによる提出可）

※ファクシミリの場合は、追って原本を提出する必要があります。

イ 見積書提出場所

〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号

最高裁判所事務総局経理局用度課役務調達係（担当：石橋）

電 話 03-3264-5864（ダイヤルイン）

FAX 03-3234-0923

3 参加者は、上記2(3)ア及びイのとおり見積書を提出してください。

なお、見積金額は、消費税課税業者については、消費税及び地方消費税の金額を必ず記載してください。

ただし、消費税課税業者が消費税及び地方消費税の課税金額を明示しない場合には、消費税及び地方消費税が含まれているものとして扱います。

4 見積書の提出期限（2(3)ア）を徒過した場合は、無効とします。

5 契約の相手方について

(1) 受注者は、見積書記載金額（消費税及び地方消費税金額を含む。）が、裁判所が定めた予定価格以内で、最低の金額の見積りをした者としてします。

(2) 同額の見積書を提出した者が2人以上あるときは、その同額の見積書を提出した者において、別途指定する日時までに再度見積書を提出してもらい、前回の見積書の金額以下で、かつ、最低の金額の見積りをした者を受注者としてします。

(3) 上記(2)において、同額の見積書を提出した者が2人以上あるときは、別途指定する日時において、くじ引きにより受注者を定めます。この場合、くじを引かない者があるときは、これに代わって当庁の指定した職員がくじを引きます。

6 照会

本要領の内容に関し，合理的と認められる照会は次の窓口で受け付けます。
なお，照会は書面によることとします。

(1) 受付窓口

〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号

最高裁判所事務総局経理局用度課役務調達係（担当；石橋）

(2) 受付時間

午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時まで
（裁判所の休日を除く。）

(3) 照会締切

平成28年1月25日（月）午後4時

7 その他

見積書の作成及び提出にかかる費用等は，提出者の負担とします。

仕 様 書

第 1 件名

裁判員制度シンボルマークの商標権存続期間更新登録申請手続

第 2 業務内容

特許庁に対し、別添の裁判員制度シンボルマークの商標登録について、商標権者である最高裁判所長官の代理人として商標権存続期間更新登録申請手続（更新期間は 10 年間）を行う。

第 3 履行期間

契約日から平成 28 年 3 月 31 日（木）まで

ただし、第 2 の申請手続は、平成 28 年 2 月 24 日（水）までに完了すること。

第 4 条件

受注者は、商標権存続期間更新登録申請を業として行うことができる弁理士若しくは特許業務法人、又は弁護士若しくは弁護士法人であること。

第 5 業務を実施するにあたっての資料の貸与

商標権存続期間更新登録申請書作成にあたって、裁判員制度シンボルマークの商標登録に関し、識別番号、登録番号、商品及び役務の区分等、同申請書作成に必要な情報が記載された資料を受注者に貸与する。受注者は、貸与を受けた資料について、本業務以外の目的に使用してはならず、最高裁判所から返還依頼を受けた場合又は本業務が終了した場合には、すべて返還すること。

なお、最高裁判所から同申請書作成に必要な情報のデータの提供を受けた場合には、本業務終了後、速やかに当該データを消去すること。

第 6 その他

- 1 受注者は、最高裁判所と密接に連絡及び協議を行った上、本業務を遂行するものとする。

- 2 受注者は、本件商標権登録期間の更新が確実に行われるよう、適切に第2の申請手続を行うこと。
- 3 第2の申請手続は、申請書類を電子化し、電子通信回線により特許庁に申請する方法(電子手続)によること。
- 4 本業務に関連して受注者側に発生した旅費、通信費及び雑費その他の費用は、受注者の負担とし、別途最高裁判所に対し請求しないものとする。
- 5 受注者は、本件業務に関し特許庁へ送付又は送信した申請書類の写し(電子化した書類にあっては、これを紙媒体に印刷したものまたは当該電子データを記録したCD-R)については申請後、特許庁から送付された書類については受注者が受領後、すみやかに最高裁判所に提出する。
- 6 受注者は、本業務において入手し、又は知り得た情報を最高裁判所の承諾を得ることなく第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。
- 7 前各号について疑義が生じた場合については、最高裁判所の指示を受けること。
- 8 本仕様書に記載されていない事項については、最高裁判所及び受注者双方の協議により定めること。

(別添)



裁判員制度

区分 9、16、41、12番

登録番号 3930530

登録日 平成 年 月 日